



市長と語る

「なは市民協働大学」募集のお知らせ

仕事も世代も超えて、仲間づくりをしてみませんか！
そろそろ、地域(協働)デビューをしてみませんか！

市では、市民との協働によるまちづくりを進めています。その一環として、協働によるまちづくりに参加するお気持ちを持つ市民を対象に、協働について、市長と学び、語り、実践していく「なは市民協働大学」を開校します。

内容も、関連する団体や行政職員、市長を交えたグループ討議を中心として、双方のコミュニケーションの中で学び実践につながるプログラムとなっています。

地域やいろいろな分野のまちづくり活動に興味があっても、なかなかきっかけがつかめなかった方、異業種の方や学生など普段の仕事と世代を超えて、一緒に活動する仲間を見つけたかった方、なは市民協働大学に参加してみませんか！

目的等

○目的…協働によるまちづくりを進めるために、地域で、またはその分野で活躍する人材を発掘し、育て、結び、実践につなげることを目的としています。

○市民協働大学生としての成果…所定の基準に従い、終了証を交付します。

開催時期とプログラム内容

○場所…那覇市職員厚生会ホール(上下水道局庁舎B棟3階)

○時間…平日の午後7時～9時(詳細は別紙プログラム参照)

*基礎講座2回、実践講座3回、協働の現場実習1回、成果発表1回、講座計13回

今年「まちづくり」「地域福祉」「環境」の3テーマで実施。尚、第3



コマ、第4コマの具体的なテーマはオリエンテーションの際にお知らせします。

その他…原則として、年間を通して全13回を履修してください。

但し、第3コマ「地域福祉」第4コマ「環境」は、どちらか一つを選択して受講することも可能です。尚、現場実習は、必ず参加してください。

応募方法

○要件…協働のまちづくりに参加する意思のある18歳以上の方。
*応募動機(協働による

まちづくりとして取り組むたいこと、協働について思うこと、興味ある分野、抱負などを2000字程度にまとめて提出してください。

○定員…50人(応募者多数の場合、応募動機などにより選考します)

○申込期間…4月1日～4月30日

○申込方法…住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレスをご記入の上、応募動機を添えて直接持参、郵送、FAX、メールにてお申し込みください。

○選考結果…受講決定者には、郵送によりご連絡します。

○お申し込み先
市民協働推進課
〒861-1384
861-1376
eメール
okakuto01@neo.city.naha.okinawa.jp

「なは市民協働大学」平成22年度プログラム

基礎講座 [担当課 市民協働推進課 財政課 企画調整課]

◆第1コマ：「基礎講座」 (まずは、市政の全体を聴いてみよう)		【必修講座】
1	6月4日(金) 19:00～21:00	●開校式(オリエンテーション) ●講話：那覇市の協働によるまちづくりの理念 協働を支えるチカラを身につけよう！ 講師：市長
2	6月25日(金) 19:00～21:00	●那覇市の財政状況 ●実施計画と財政計画から見る、今後の那覇市のまちづくり 講師：市長

実践講座 [担当課：市民協働推進課] [関連団体：なは市民協議会]

◆第2コマ：「協働のカタチ」を学ぶ 進める！		【必修講座】
3	7月6日(火) 19:00～21:00	テーマ：様々な協働のカタチと仕組みを学ぶ
4	7月13日(火) 19:00～21:00	テーマ：メリット、デメリットを議論し、あるべき協働を考える。 [グループ討議]
5	7月20日(火) 19:00～21:00	テーマ：協働によるまちづくりをすすめる方法を各自で考え提案する。 [グループ討議]

実践講座 担当部局【福祉政策課】 関連団体【社会福祉協議会】

◆第3コマ：地域福祉活動を活発にするためにできることは！		【選択講座】
6	8月10日(火) 19:00～21:00	テーマ：身近な地域福祉の現状と課題を聞き、学ぶ
7	8月17日(火) 19:00～21:00	テーマ：地域福祉のために「みんな」ができることを議論する [グループ討議]
8	8月31日(火) 19:00～21:00	テーマ：地域福祉のために「各自」ができることを考え、提案する。 [グループ討議]

実践講座 担当部局【環境政策課】 関連団体【未定】

◆第4コマ：一人ひとりが取り組める那覇市の環境問題とは！		【選択講座】
9	10月5日(火) 19:00～21:00	テーマ：那覇市の環境施策の課題と現状を学ぶ
10	10月12日(火) 19:00～21:00	テーマ：那覇市の環境問題に取り組むためにみんなができることを話し合う [グループ討議]
11	10月19日(火) 19:00～21:00	テーマ：那覇市の環境を良くしていくために一人ひとりが取り組めることを提案する。 [グループ討議]

現場実習 担当部局【市民協働推進課 関係課】 関連団体【様々な関係団体】

◆第5コマ：さあ、実践してみよう！		【必修講座】
12	11月～1月頃 (詳細は後日決定)	●各分野の協働の実践の現場に各自が参加する！

終了式 担当部局【市民協働推進課】 関連団体【なは市民協議会】

◆第6コマ：さあ、発表してみよう！		【必修講座】
13	2月8日(火) 18:30～21:30	●終了式及び成果報告会

子ども手当制度の開始について

平成22年4月から「児童手当」が「子ども手当」になります。子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育成を社会全体で支援する目的に、児童を養育している方に手当を支給するものです。

支給対象年齢が中学校終了前までに拡大され、所得制限は撤廃されます。金額は支給対象児童1人につき月額13,000円になります。

子ども手当は現行の児童手当を受け取っている世帯の手続きは原則ありませんが、「所得制限で児童手当を受け取っていない世帯」、「中学生の子どもを持つ世帯」などは、申請が必要です。

【申請手続きが必要な方】
○新たに申請が必要な方
●児童手当を受給していない
●平成22年4月に中学2年生または中学3年生(平成22年4月1日生まれ)の児童を養育している方

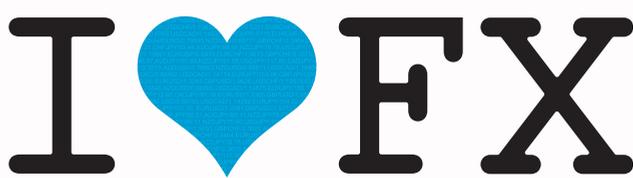
【受付期間】
4月5日(月)～9月30日(木)の8時30分～17時15分
*但し、土・日・祝日及び6月23日(慰霊の日)を除く

【受付場所】
市役所仮庁舎C棟1階11番窓口子育て応援課子ども手当グループ
*市民課・3支所での受付は行っていません。
*郵送の場合は、消印日が申請日となります。

注：児童手当を受給している、平成22年4月に中学1年生までの児童(平成9年4月2日以降生まれ)のみを養育している方は、申請の手続きを行う必要はありません(認定通知を送付します)。

お問い合わせ
子育て応援課 ☎867-0011
(内2573・2586)

4月～6月は犬の狂犬病予防注射期間！協力動物病院でも鑑札・注射済票の交付ができます。環境保全課 ☎951-3229



外国為替をもっと身近に

